

募集中 事業者の方へ 補助制度を活用してください

問合せ先 ■産業政策課(022-2596)

新たに設備を導入する中小企業者を支援します

先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けることで、税制支援などを受けることができます。

支援内容 ①認定を受けた計画に基づいて取得した設備に係る固定資産の課税標準が、3年間、2分の1になります。

※設備取得前に計画認定を受ける必要があります
※賃上げの表明を行うことによる優遇措置あり

②融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険などと別枠で追加保証が受けられます



※融資・保証の審査は別途必要です
その他 計画の認定や支援内容などの詳細は、市ホームページを確認してください



展示会などへの出展費用を補助します

対象 市内で製造業を営む中小企業者

※その他にも要件あり

対象経費 次の経費のうち、直接展示会などの主催者へ支払うもの

▷小間料・ブース賃借料
▷出展負担金
▷展示装飾品

補助金額 対象経費の2分の1の額(上限20万円)

その他 詳細は、市ホームページを確認してください



新技術・新製品を開発する中小企業者に補助金を交付

対象 市内に事業所を有する中小企業者

対象経費 ▷原材料費 ▷機械装置・工具器具費
▷委託費 ▷システム開発費 ▷クラウドサービス利用費 ▷知財出願費

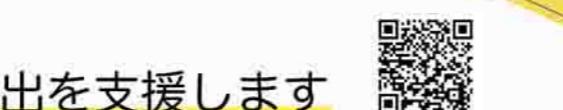
補助率 対象経費の2分の1(小規模事業者は5分の4)

補助限度額 80万円(市と県が各40万円)

申請期限 5月10日(金)

その他 詳細は、市ホームページを確認してください

問合せ先 ■産業政策課(022-2596)または県企業支援課(027-226-3352)



市外から市内への本社機能移転やオフィス進出を支援します

補助金の種類

■本社機能移転型

市外に本社機能を有する企業が、市内にその全部または一部を移転する場合に、移転に係る経費に対し最大1,000万円(補助率3分の2)を補助します。

■オフィス進出型

市内に事業実態がなく初めてオフィスを設置す

る企業に、設置に係る経費に対し最大300万円(補助率3分の2)を補助します。

その他 補助金の詳細や申請書類は、市ホームページを確認してください

■オフィス誘致を促進するため、渋川駅前プラザ3階に無料の『コワーキングスペース』を設置しています。ぜひ、利用してください。

事業者の皆さんへ 補助制度を活用してください

問合せ先 ■産業政策課(022-2596)

市内で新たに創業する人に、創業時に必要となる経費に対する補助金を交付します。
さらに、渋川駅を中心とした「都市機能誘導区域」内で創業する人は、補助金額を最大で10万円加算します。

対象 次のいずれかに該当する人
△今までに事業を営んだこと

がなく、令和6年度内に新たに事業を開始する
△既に市内で創業済みであり、申請時に創業日から6ヶ月以内の法人または個人事業主

※特定創業支援等事業として指定するセミナーなどを受けているなど、他にも条件があります
△申請時に未着手のもの

補助対象経費 事業所を新設

または改修する経費、大柄備品の購入費、広告宣伝費など
※申請時に未着手のもの

△「都市機能誘導区域」内で創業する人の上限額(60万円)

(条件あり)

補助金額 補助対象経費の2分の1の額(上限50万円)
※都市機能誘導区域内で創業する人の上限額(60万円)

(条件あり)

その他の詳細は、市ホームページ

ページを確認してください

対象施設 ▷製造業に使用する施設
倉庫業、梱包業または卸売業に使用する施設
技術利用事業または情報処理サービス業に使用する施設
△試験研究施設
指定基準 奨励金の交付を受けるには、対象施設が、市から奨励措置の指定を受ける必要があります。指定基準は

次のとおりです
①投下固定資産額が5000万円以上であること
②市税に滞納がないこと
※その他にも基準あります

奨励金の内容
▼工場等設置奨励金=工場などの新設・増設に伴い、新規雇用した本市在住従業者の人数に10万円を乗じた額を交付(上限500万円)
▼用地取得奨励金=用地取得費の10分の1の額を交付(上限1億円)
その他 詳細は、市ホームページを確認してください



市内で創業にチャレンジする人に補助金を交付します